

七ヶ浜町放課後児童クラブ

使用案内

<目次>

| | | |
|---|----------------------------|-----|
| 1 | 放課後児童クラブとは・・・・・・・・・・・・・・・・ | P 1 |
| 2 | 開設日及び開設時間(厳守)・・・・・・・・ | P 1 |
| 3 | 使用要件・・・・・・・・・・・・・・・・ | P 1 |
| 4 | 使用期間・・・・・・・・・・・・・・・・ | P 2 |
| 5 | 使用料・・・・・・・・・・・・・・・・ | P 2 |
| 6 | 留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・ | P 2 |
| 7 | 令和8年度当初使用申請受付等について・・・・・・・・ | P 3 |
| 8 | 使用申請に関する書類・・・・・・・・ | P 3 |
| 9 | 使用中止または内容変更に関する書類・・・・・・・・ | P 3 |

使用申請にあたって、よく読んでください。

[放課後児童クラブに関するお問い合わせ先]

〒985-8577

宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1

七ヶ浜町子ども未来課 Tel 022-357-7454

1 放課後児童クラブとは

七ヶ浜町の放課後児童クラブは、**就労等により放課後等に保護者が家庭にいない小学生を対象**に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の保護と健全育成を図ることを目的として実施しています。

[放課後児童クラブ一覧]

| 放課後児童クラブ名 | 所在地 | 小学校名 |
|----------------|---------------|--------|
| はまぎく放課後児童クラブ | 汐見台三丁目1番地の3 | 汐見小学校 |
| さくら放課後児童クラブ | 代ヶ崎浜字細田54番地の1 | 亦楽小学校 |
| まつかぜ放課後児童クラブ | 松ヶ浜字神明裏70番地の1 | 松ヶ浜小学校 |
| まつかぜ放課後児童クラブ分館 | 松ヶ浜字神明裏52番地 | 松ヶ浜小学校 |

*はまぎく放課後児童クラブは、2ヶ所で実施しています。1～3年生は、はまぎく放課後児童クラブ、4～6年生は、はまぎく放課後児童クラブ(汐見小学校多目的ホール)での活動となります。

2 開設日及び開設時間(厳守)

[平日] 授業終了から18時30分まで

[学校休業日] 8時から18時30分まで

※日曜、祝日、盆(8月14日～16日)、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

3 使用要件

放課後児童クラブ使用の際は、以下の要件を満たす必要があります。

- (1) 七ヶ浜町内の小学校に在学する児童小学1年生から6年生までの児童で、以下の基準を満たし、集団生活を送れる児童であること
 - ① 食事や排泄など身の回りのことが自立できている児童
 - ② 意思疎通を図ることができる児童
 - ③ 危険な行動の予防又は制御が可能な児童
 - ④ 放課後児童クラブの使用中に医療行為を必要としない児童
- (2) 保護者及び同居している家族(18歳以上の年齢の方)が以下の要件に該当し、児童が家庭において適切な保護が受けられないと認められること
 - ① **就労のため、放課後等に保護者が家庭にいないこと**
 - ② **昼間、自営業や内職の仕事のため保育ができないこと**
 - ③ 出産予定日の前8週間、出産後8週間の間に該当すること
 - ④ 疾病又は負傷の状態にあるか障がいがあること(要診断書)
 - ⑤ 疾病又は負傷の状態にあるか障がいがある親族等を常時介護していること
 - ⑥ 大学や専門学校及び職業訓練校等へ通学中であること

※現在、放課後児童クラブを使用している方で使用料の滞納(きょうだいの使用による滞納も含みます)がある場合は、申請受付ができません。使用料を納めた上で申請書をご提出ください。使用決定後も使用料の滞納がある場合は、放課後児童クラブの使用を中止いただく場合があります。

4 使用期間

放課後児童クラブの使用期間は、使用決定日から当該年度末(3月31日)までです。
しかし、次に該当する場合は使用期間が異なります。

| 保護者の要件 | 放課後児童クラブ使用期間 |
|------------|----------------------|
| 就労の場合 | 使用決定日から就労の終了日まで |
| 産前産後期間中の場合 | 出産(予定)日の前後8週間 |
| 疾病・負傷の場合 | 使用決定日から診断書に記載のある期間※1 |
| 親族等の介護の場合 | 使用決定日から診断書に記載のある期間※1 |
| 大学等に在籍中の場合 | 使用決定日から大学等の在籍中の期間 |

※1 1か月以上の入院、療養及び介護が必要と診断された場合

- ・いずれも、使用期間の決定日の属する月から月単位の使用となります。
- ・通年で使用を希望する場合は「通年」に○が付いている申請を受け付けます。
- ・使用希望の月が飛び飛びになっている場合は、原則受付できません。
- ・学校休業期間に使用を希望する場合は、原則として以下の休業期間が重なる月に○が付いている申請のみ受け付けます。

春休み→4月、3月(令和8年度の春休みのみ使用可)、夏休み→7月、8月

秋休み→10月、冬休み→12月、1月

5 使用料

放課後児童クラブの使用料は、使用に係る費用であることから、**使用実績等に関わらず、放課後児童クラブ使用決定通知書の使用決定の期間に基づき算定します。**

[使用料] 月額2,500円(児童1人あたり) * **日割り計算は行いません。**

[取扱金融機関] 七十七銀行、杜の都信用金庫、仙台農業協同組合、ゆうちょ銀行、東日本信用漁業協同組合連合会宮城支店、七ヶ浜町会計課

- ・使用料の納入については、口座振替を行っております。毎月末日(末日が休日・祝日の場合は翌営業日)に、指定の口座から引き落とされます。
- ・**月の途中において使用開始、使用中止した場合はその月の使用料が発生します。**
- ・納入された使用料は、原則、返還しません。
- ・**使用料とは別に、放課後児童クラブ毎に保護者会費等(おやつ代など)の実費分を負担いただく場合があります。**

6 留意事項

次のいずれかに該当する場合は、使用を中止いただく場合があります。

- ・使用児童が保護者等による保育を受けることが可能なとき
- ・申込書、就労証明書、診断書の記入内容が事実と異なることが判明したとき

7 令和8年度使用申請受付等について

関係書類の配布や申請受付については、下記のとおりです。

- (1) 配布期間 随時
- (2) 申込期間 随時
- (3) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (4) 受付場所 七ヶ浜町子ども未来課（七ヶ浜町役場1階）

※郵送での書類受付は行っておりません。保護者の方が書類を役場までご提出ください。

※申請が多数の場合は使用をお待ちいただく場合があります。

8 使用申請に関する書類

使用申請に関する書類は令和8年4月1日現在の状況を記載してください。

また、書類に不備がある場合は受付できませんので確認の上、ご提出ください。

[共通]

放課後児童クラブ使用申請書

放課後児童クラブ使用調査票

[要件別]

必要に応じて下記以外の書類を提出いただく場合があります。

| 保護者の要件 | 必要書類 |
|--------------|----------------------|
| 就労の場合 | 勤務(内定)証明書(同居家族全員分) |
| 産前産後期間中の場合 | 母子健康手帳の写し等 |
| 疾病・負傷の場合 | 医療機関の診断書の写し等 |
| 親族等の介護の場合 | 医療機関の診断書の写し等 |
| 大学等に在籍中の場合 | 在学証明書の写し等 |
| アレルギーをお持ちの場合 | 生活管理指導表の写し、または診断書の写し |

9 使用中止または内容変更に関する書類

申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、下記の書類をご提出ください。

| 該当事由 | 必要書類 |
|----------|-------------------------------|
| 使用中止する場合 | 放課後児童クラブ使用中止届 ※1、※2 |
| 勤務先の変更 | 勤務(内定)証明書 ※3 放課後児童クラブ現況変更届 |
| 家族構成の変更 | 放課後児童クラブ現況変更届 |
| 緊急連絡先の変更 | 放課後児童クラブ現況変更届 |
| 住所の変更 | 放課後児童クラブ現況変更届 |
| その他 | 放課後児童クラブ現況変更届 ※2 |

※1 原則として使用中止する日の10日前までにご提出ください。

※2 届出がない場合の使用料は、「5 使用料」のとおり月単位で使用料が発生します。

※3 緊急時の連絡に使用します。変更があった際は、遅滞なくご提出ください。